伊 方 訴 訟 ニュース

第42号 1977年2月15日

伊方原発訴訟を支援する会(連絡先:〒530 大阪市北区神明町4 第1神明ビル) 藤田法律事務所内 Tel 06-363-2112, 口座大阪 48780

国側証人は,まるで四国電力の技術員

---第19回公判傍聴席から ----

今回の裁判傍聴は朝の10時から夕刻5時すぎまで2日続けてというものでしたが、外野席からでも少しでも支援になればと思い出席した私にとっては原発について考えるとても良い機会になりました。一方で既成事実をつみ重さねていき、そのつじつまは後からつくれば良いという電力側や国側の姿勢が目につきました。マスコミでの原発のコマーシャルなど流し込まれ、原発建設は当然といった気に人々をさせようとしている作戦は、少なくともこの伊方訴訟の裁判での有様が知られれば、確実に打破られてゆくのではないでしょうか。

国側証人の耐震設計の専門家という学者と 国側弁護士のやりとりをきいていると、御当 人たちはしごく気持良さそうに問答をしてい るのですが、四国電力が安全審査の資料を作 るために行なったことがほとんど安全審査の タネのせいか、そのうちに自分がしたことと 混同してまるで四国電力の技術員みたいにい うのには苦笑させられました。客観的立場に たった審査というものの実際の様子はそんな ものであったのかと了解したしだいです。原 告側萩野証人の反対尋問で、逆に鋭どく四国 電力資料のゴマカシが追求され明らかになっ たのと、まったく好対照でした。それにして も国側も権威主義や官僚主義ばかりに頼りき りで、ごまかしきれるとでも思っているのか と本当に疑いたくなります。

原告側星野証人の、原発建設の必要性はないという証言のなかで一番印象深かったのは、原発は低コストの発電であるという宣伝とはうらはらに、その建設に必要な全電気エネルギーの差し引きを考えるといたちごっこになり、結局原発を製造しているものにとっては製品がはけて良いが我々にとってはまったく無駄をしているという点でした。

(以下15頁に続く)

第 20 回 公 判

二日間連続 松山地裁大法廷

2月24日(木) 午前10時より

原告側 星野芳郎証人 反対尋問 原告側 久米三四郎証人 反対尋問

2月25日(金) 午前10時より

 原告側
 生越
 忠鑑定人
 主尋問

 被告側
 大崎順彦証人
 反対尋問

 原告本人
 井上常久氏
 主尋問

いよいよ原告の発言開始。執行停止 を要求する気迫で法廷を満たそう!

原告・弁護団,執行停止決定の促進を申立て

さる2月5日午前9時30分,原告,弁護団の代表は松山地裁に赴き,村上裁判長ら三人の裁判官に,伊方原子力発電所の設置を認めた内閣総理大臣の許可処分の効力を,速かに停止するよう求めた「申立理由補充書」を手渡した。そして,その申立ての正当性を裏付けるものとして,これまでの法廷での証人調べを通じて一そう明らかになった,伊方原子力発電所の危険性と違法性について,原告らの主張をまとめた準備書面(12)(約1,000頁,60万字)も提出した。

原告・弁護団代表は、こもごも、つぎの点を裁判長らに訴えた。伊方原発の設置許可の効力停止(執行停止)の決定を求める訴状は、すでに本訴と同時に昭和48年8月に提出してあるが、これまでは、伊方原発の危険性と違法性とを明らかにするために、本訴の裁判を先行させてきた。ところが、その証人調べも終ろうとしている段階であるにもかかわらず、国と四国電力は伊方原発の運転開始を急ぎ、すでにさる1月29日には原子炉に火入れ(臨界)して試運転に移ろうとしている。したがって、原告ら住民の危険は現実的なものとなってきたし、既成事実をつみあげて裁判を無効なものにしようとしている意図も明らかである。速かに、本裁判の判決が出るま

昭和48年行ク第一号 効力停止決定申立事件

申立理由補充書

申立人 川 口 寛 之 外34名

での間、設置許可処分の執行停止を命じて、 運転をとめてほしい。四国電力の計画では、 7月から営業運転に入るというが、それまで には決定を下してほしい、と。

裁判長からは、執行停止の申立ては一応本 訴と別件となるので、本訴の証拠や準備書面 とは別に、とくに緊急性を示すための「疎明 資料」があれば提出してほしいとの要望があ り、原告・弁護団も提出の努力をすることを 約束した。また裁判官らは、目下、大量の証 拠について事実関係を調べているが、大変句 提出された原告らの準備書面(12)についても、ぜひ読ましてもらいたいとの意思表 である、との感想ももらしていた。今回 提出された原告らの準備書面(12)についても、ぜひ読ましてもらいたいとの意思表 があった。なお、前回公判で保留となっていた、原告本人の尋問については、井上常久 んを第一番目の証言者として採用してほしい 旨の申請書も同時に提出した。

裁判長らとの会見後、記者会見が行なわれたが、伊方原発が試運転に入ったという事態と、原告・弁護団のなみなみならぬ決意と自信とに、最終段階にさしかかった裁判の緊迫感を記者団も感じとっているようであった。以下に、当日提出した「申立理由補充書」の全文と、準備書面(12)の内容を示す目次とをお知らせしておきます。 (Q)

被申立人 内閣総理大臣 右当事者間の頭書事件につき左のとおり申 立理由を補充する。

> 昭和52年2月5日 右申立人代理人 弁護士 新 谷 勇 人

弁護士 井 門 忠 士 功 同 浦 同 岡 \blacksquare 義 雄 同 奥 津 亘 之 日 能 野勝 崎 間 昌一郎 同 佐々木 斉 同 柴 田 信 夫 同 充 行 同 菅 原 睦 夫 同 田 仲 田 隆 明 同 視 輔 中 元 同 畑 村 悦 雄 同 平 松 耕 吉 同 周 同 藤 原 充 子 藤 原 同 銅 一 臣 同 分 田 隆 士 同 本 田一良 同 藤

松山地方裁判所

民事第一部 御中

記

第一 はじめに

行政事件訴訟法25条に規定する「処分の 効力,処分の執行又は手続の続行の全部又は 1部の停止」を総称する概念として「執行停止」の語が用いられているので,本申立においては「処分の効力」の停止を求めているものであるが,便宜,「執行停止」の語を用いるものである。

ところで執行停止の要件は次のとおりであ る。

積極要件として,

(1)取消訴訟が提起されていること

(2)執行停止の対象となる処分が存在すること (3)回復困難な損害を避けるため緊急の必要が あること

消極要件として,

- (4)公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき
- (5)本案について理由がないとみえるときである。

ところで以下に本件における執行停止の理由を述べるものであるが、右(1)及び(2)の各要件については、特に論及するまでもないので、右(3)の要件の存在について主として論じ、右(4)及び(5)についても若干の論述を行なうものである。

第二 回復困難な損害を避けるため緊急の必要があることについて

- 一、本件伊方原子力発電所の危険性
- 1 原子炉の運転の結果生成される「死の 灰」やプルトニウムなどの放射性物質は、人体 に対して様々の重大な放射線障害を惹き起す 毒性を有しているものであるが、その厄介な 性質は、一つには、これら放射性物質が平常 運転時であれ事故時であれ、環境にばらまか れたとしても、これらを人間が五感で感じと ることは全く不可能で、周辺住民はたとえ致 死量の放射性物質にさらされていても全くこ れを感得することはできないことである。た だ放射線を検知する装置によってその存在を 知り得るだけであり、周辺住民の生命身体の 安全は、装置自体の信頼性及び装置を扱う者 の信頼性に全面的に依存しているのである。 しかし、それらの信頼性を保証するものは何 ら存しないのである。

もう一つの厄介な性質は,これら放射性物質はおよそ人間の力では無毒化することがで

きないことである。一旦生成した放射性物質は、その放射線の強さが長期間にわたり自然に減少していくのを待つしか無毒化の方法がない。例えば、人の肺にわずか1億分の3グラム吸収されただけでガンを誘発するといわれるプルトニウムの半減期は実に二万四千年である。結局、一旦生成した放射性物質は殆んど永久的にこれを注意深く管理しなければならないのである。

2 ところで、こうした厄介な性質を有する放射性物質の生成量は、原子力発電所の発電量に比例し、本件伊方原子力発電所を一年間運転するとプルトニウムを例にとれば約150キログラムのプルトニウムが生成されることになる。これは実に5兆人に発ガンのおそれをもたらすという恐るべき毒物とその量である。

かかる超毒物を大量に製造し、人間の身近 な環境に持ち込む結果を招来すること自体が 危険極まりない行為と言わざるを得ない。

被申立人は、かように恐るべき大量の放射 性物質を、人間の生活圏と密着した箇所で生 成しながら、これが人間の生活圏に入り込ん で災害をもたらすことは技術的に防止し得る と主張している。しかし果してその技術が信 頼に足るものであるか否かは、余程慎重な検 討を加えた上で、誰もが全幅の信頼をおき得 るようなものでなければならないことは、事 がかかる大量の恐るべき放射性物質に関する ものである以上、当然の帰結である。

3 ところが、放射性物質が人間環境に放出されないよう閉じ込めておく技術は、全く信頼のおけないものにすぎないのである。

詳細については、申立人が本案において主 張立証してきたところで明らかであるので、 これらを採用する。

尚,付言すれば,わが国の軽水炉型原子力 発電所の殆んどのものが、原子力発電所の安 全を確保するのに不可欠に重要な部分で、相 次いで事故を起しているのである。しかもそ れらの事故の真因は把握できず、事故の再発 も不可避という状況の中で、その場しのぎの とりつくろいが施されるだけで運転が続行さ れるといった危険な状態が続いている。そし て、これらの事故の対策、点検に手間取って、 各原子力発電所の利用効率は極度に悪化して きている。昭和49年度のわが国の原子力発 電所の利用率の平均値は48%に過ぎなかっ たが、かかる事態は改善されるどころかます ます悪化の一途をたどり、昭和50年4月か ら12月までの統計では平均利用率は32% にまで落ち込んでいるのである。各電力会社 が生産電力の発電原価を算定する際, 80% の利用率を見込んでいることに比して、まさ に惨たんたる事態というほかはない。

このように多発している事故は、現在の原子力発電所の、構造、材料、工法、品質管理等における本質的な欠陥に根ざしており、しかも、それらの発生を防止することは原理的に不可能なものであることは既に明らかである。

他方では、事故時の安全装置とされる、たとえば緊急炉心冷却装置(ECCS)の有効性については、未だに実験によって確かめることができないまゝである。こうした状況下で、原子力発電所における破滅的な大事故のおそれは、ますます現実感をもって迫ってきているといわねばならない。

いわゆるラスムッセン報告によって, 破滅 的な事故は天文学的に小さな確率でしか起ら ないと宣伝されているが、原子力発電所が安全であるとする主張が、単に机上の計算、机上の空論にすぎないことが、ますます実証的に明らかになってきている今日、かかる机上の確率論を措信することは到底できない。

「破滅的な事故は必らず起る。われわれにわからないのは、いつ、どこで起るかということだけである。」との米国ジェネラルエレクトリック社の元幹部技術者の言葉が、ますます真実性をもって迫ってきているといわねばならない。

4 本件伊方原子力発電所の場合に特にさ し迫っているのは大地震による事故の発生で ある。

本件伊方原子力発電所設置場所は、地震帯 が通過する地域であり, 地震と関係が深いと 言われている重力異常の急変帯に含まれ、地 磁気変化の大きな地域である(甲134号証, 61頁図参照)。そして、過去の地震歴から 考えても,例えば河角マップ200年期待値 では300ガルの、後藤マップの75年期待 値では200ガルの地震動が予期される地域 である(右同38頁図9・30(b), 39頁図 9 · 3 1)。加えて、檀原によれば、伊予灘 安芸灘地域では52年周期でマグニチュード 7・1クラスの地震が周期的に発生しており、 前回の1905年の地震以来既に72年間大 地震の発生がなく、その周期から考えて大地 震の発生がさし迫っているのである(右同63 頁)。これらの事実に鑑みて、当該地域は地 震予知連絡会により特定観測地域に指定され ているのである。 最近の研究 (本件原子炉を 製造した三菱重工業の研究者の指摘である) によっても1976年から1983年にかけ て当該地域に大地震が発生する傾向があると

指摘されているのである(甲216号証, 262 頁)。

かかる大地震が破滅的な事故を招くことは 本案においても主張立証したとおりである。

5 ところで、周辺住民が放射性物質によって災害を蒙むるのは、右の様に破滅的な事故の場合だけでないのは言うまでもない。

より小規模な事故により被曝すること, 又 平常運転時において被曝すること等により子 々孫々までもの生命身体が脅かされることも, 本案において主張立証している通りである。

6 又,年々増加する放射性固体廃棄物の 保管乃至処分,使用済燃料の再処理,再処理 の過程で排出される放射性廃棄物の処分,乃 至これらの輸送措置を含めたいわゆる核燃料 サイクルの過程で,放射性物質が外界に洩れ 出る危険性も極めて高い。

加えて、原子炉の運転を含む核燃料サイクルの過程における人為的な危険、即ち、サポタージュ、窃盗、テロ行為等により放射性物質が外界に洩れ、あるいは持ち出される危険は、米国においても指摘されているところである。

しかし、これらについては被申立人は何らの実質的な方策も示さないままである。放射性物質を人的環境から遮断する技術の信頼性を云々する以前の問題であり、いわば具体的には何のあてもないままに、恐るべき放射性物質を人間環境の真中に放置するに等しいといわねばならない。

7 いわゆる温排水による被害についても 同様である。本件伊方原子力発電所から排出 される温排水は、1秒間に約40トン、1日 に実に350万トンに達し、吉野川の年平均 流量の約3分の1に相当する。そして、温排 水中に含まれる放射能、熱、塩素の三つにより、周辺海域は複合汚染を免れない。そして 周辺海域中の海産物及びその生態系に及ぼす 影響は重大であり、周辺海域を仕事場にして いる漁民に死活の影響を与えるものである。

8 本件伊方原子力発電所の設置場所は、 わが国有数のみかんの産地であり、且つ沿岸 漁業で生活を営んでいる者が多く, いわば農 水産物生産地の真中にある。原子力発電所は、 事故時に限らず平常運転時においても、気体、 液体の放射性物質を周辺環境にまき散らす大 規模な汚染源であるが,右に述べた様な具体 的危険性の存否に拘らず、放射能汚染の一般 的危険性の存在だけで、みかんをはじめとす る農産物や、魚貝類、海藻などはその商品価 値に致命的打撃を受けることは容易に認識し 得るところである。既に原子力発電所が運転 を開始すれば契約を停止することもあり得る という取引先からの通告を受けているみかん 業者や水産業者も存在している実情である。 原子力発電所の運転が申立人ら周辺住民に対 し、かかる類の甚大な損害を与えることは必 至である。

又,かかる理由によって,周辺地域のみかん栽培,水産業等の産業構造は全く異ったものへの変化を余儀なくされることも明らかである。その過程で生じる経済的混乱は周辺住民に多大の損害を発生させることも又必至とみなければならない。

二、損害の回復困難性

1 本件伊方原子力発電所の危険性については右にみたとおりであるが、これら大事故、 小事故、平常運転時の被曝、核燃料サイクルの過程での被曝、温排水による被害、及び放射能汚染の一般的危険性による被害等々のい ずれによっても、申立人らが蒙むる損害は到 底回復不可能な甚大なものである。

第一に、人間が急激に多量の放射線を浴びた場合には、その程度によってあるいは死に至り、あるいは死に至らないまでも様々な身体的傷害を受けることになる。いわゆる急性放射線障害と呼ばれるものである。

第二には晩発性障害と呼ばれるもので、これはガン、白血病等の傷病を惹き起し、死に至らしめる場合も多い。そしてかかる晩発性障害は、被曝後数年乃至数10年経過してからあらわれるという厄介なものである。しかも晩発性障害には放射線量のしきい値はないというのが、現在の放射線生物学及び医学の結論なのである。

同様にしきい値が存しないものに遺伝的障害が存する。即ち、生殖細胞中の遺伝子が放射線の作用を受け、変質した遺伝子は数世代にわたって民族全体に拡散し、変質遺伝子を両親から受け継いだ子に不良な性質があらわれるという深刻且つ重大な結果が生ずるのである。

そして, これら晩発性障害や遺伝的障害は, 事故時のみならず平常運転時に放出される放 射性物質によっても惹き起されるものであり, まことに恐るべきものといわねばならない。

尚,晚発性障害や遺伝的障害の場合は被曝後長期間を経てはじめてあらわれるものであるだけに,又わずかの被曝でも発生するものであるだけに,被曝の有無,被曝の時期,被曝と障害との因果関係等を立証することが一般的には,極めて困難となるであろうことも容易に予想されるところである。かくては実際にかかる被害を受けながら何らの補償すら得られないという悲惨な被害者が生ずること

も容易に予想されるのである。

いずれにしても、右のような人の生命、身体にかかる恐るべき被害が回復不可能な損害 であることは多言を要しないところである。

2 ところで、事故時の被害の規模についても触れておかねばならない。

まず、1957年にブルツクへブン国立研 究所報告(WASH-740) がある。これ によれば電気出力約16万キロワット(本件 伊方原子力発電所はその3・5倍)の原子炉 を例に, 事故が発生し, 炉心にたまっている 高レベルの放射性廃棄物の50パーセントが 大気中に放出され、更に大気に逆転層が存在 するなどの悪条件が重なると、3.400人が即 死, 43,000人が急性病で倒れ, 損害は70 億ドル (二兆一千億円) にのぼると推定され た。又,1964年に原子炉の規模が右の1957 年当時より5倍以上になったことを理由とし てWA8H-740の改訂作業が行なわれた が、改訂版の内容によれば、大規模な原子炉 事故が発生すれば47.000人が死亡、被害面 積はペンシルバニア州(北海道の1.5倍)に 及び、損害は数百億ドルに達するとの事であ る(甲203号証,78乃至79頁)。

次に,本件伊方原子力発電所において,全 炉心溶融が起り,圧力容器溶融貫通が起り, 格納容器スプレイ系が働かないため格納容器 の冷却が出来ず,内圧が耐圧限度を越えて格 納容器が破裂した場合を考えると,

格納容器から6キロメートル以内の人は 100%が死亡,7.3キロメートル地点の人 は50%が死亡,9.5キロメートル地点の人 は5%が死亡し,又,10キロメートル地点 の人は100%が病気になり,13キロメートル地点 トル地点の人は50%が発病する こととなる。

しかし, これでもまだ大幅な過小評価にし か過ぎないのである。

そして、実際の人口分布から被害者数を考えると、放射能煙霧が八幡浜市に向った場合、15,000人乃至20,000人の早期死者が出ることとなり、放射能煙霧がまっすぐ松山市に向った場合、10,000人前後の早期死者が出、ガン発生数は30,900乃至56,400件(肺ガン、甲状腺ガンを含む)、甲状腺 42,000乃至557,000件、遺伝障害5,600乃至37,000件となる。これ以外に多数の急性病が発生することも言うまでもないことである。

もとより、申立人ら周辺住民は殆んどが死亡を免れないし、運よく死亡を免れたものがああったとしても、悲惨な障害からは免れることは出来ない。(原告準備書面12 836 頁参照)

3 又、放射能による被害は右の様に人体 に関するものにとどまらない。

本件伊方原子力発電所について右2におけると同様の事故想定をすると、退避しなければならない範囲は原子炉から250キロメートルにも達する。面積にして4,145キロ平方メートルになり、退避を要する人数は40万人以上にも及ぶ。

これによって物的損害の内容を分類すると、 (1)退避した人の失職の問題。

- (2)退避した人の住居の問題。
- (3)汚染地区にあった全ての農産物、畜産物、 海産物は廃棄しなければならないこと。
- (4)長期間にわたる土地使用不能。汚染の軽い 所では数年で使用可能になったとしても、そ こでとれる農産物、畜産物等は汚染がなくな ったと言っても商品価値はもたない。つまり

売れない。

(5) 瀬戸内海汚染は広域,長期間にわたる。瀬戸内海の水は停滞しており、30年でも全部入れ換らないと言われていることを考えると、非常な長期間にわたって、瀬戸内海全域,及びこれに接する外海における漁業は全滅する。その上、瀬戸内海に面する工場の取水不能、船舶の航行不能など,その損害は測り知れない。

4 本件伊方原子力発電所の設置場所が、みかんの産地及び沿岸漁場の真中であることは前述のとおりである。事故時は言うに及ばず、平常時においてもこれら農水産物に対する放射能汚染、あるいは水産物に対する温排水の影響は、これら産業に壊滅的打撃を与えるであろうことは明らかである。のみならず原子力発電所があるというだけで、放射能汚染の具体的危険の有無にかかわりなく、これらの商品価値は激減するのである。

5 水産物に与える影響について付言すれ ば、事故時は言うに及ばず、平常時であって も,いわゆる温排水に含まれる放射能,熱, 及び塩素によって水産物は甚大な影響を受け る。放射能は海藻, 貝, 魚などへの蓄積が問 題となるが、他の二つは周辺海域の海水の質 を変化させ、直接に生態系を破壊する。本件 伊方原子力発電所からの温排水が放出される 伊予灘海域は、たこ、めばる、あじ等の魚類、 さざえ、あわび等の貝類、わかめ、ひじき等 の海藻類の主要産地であるが、温排水の排出 によって, プランクトン, 魚卵, 稚魚などが 死滅し、海水の温度変化によって魚類の回游 路が変化し、さらに逃げることのできない磯 の定着生物が打撃を受けるなどの被害が発生 することは必至である。申立人らのうち、こ

こを仕事場にしている漁民にとっては、仕事 を完全に奪い去られることとなるのである。

6 申立人らが受ける人的物的損害のいずれもが極めて重大かつ深刻なものであり、到底回復不可能なものであることは明らかであると言わねばならない。

尚,以上の諸点の詳細については本案における主張立証を採用し,ここでは以上の程度の概観的論述にとどめる。

三、緊急の必要性について

1 四国電力株式会社は、昭和51年12 月に本件伊方原子力発電所における原子炉の 試運転を、昭和52年4月から営業運転を、 それぞれ開始する予定であったが、昭和51 年10月14日に装荷中の燃料集合体を損傷 させるという事故を起したため、若干、右各 予定に狂いが生じたものの、現在既に試運転 にとりかかっており、営業運転も4月乃至そ の直後頃から始められるものと思われる。

試運転においても、危険が存することは言うまでもないが、営業運転、即ち、本格的な 運転が始まれば、事故発生の危険も、これに よる被害の程度も飛躍的に増大するし、平常 時被曝線量も増大する。温排水による影響も 甚大となる。

そして、営業運転が開始され、運転期間が 長くなればなる程、事故の危険も増大し、事 故時に放出される原子炉内の放射性物質の蓄 積量も増大する。放射性廃棄物の量もどんど ん多くなり、これによる危険もそれだけ増大 する。平常時に放出される放射性物質による 影響も、期間が長くなればなる程大きくなっ ていく。温排水による影響も月日を追って増 大する。

又,農水産物の商品価値に対する影響は,

営業運転開始によって致命的となるし,営業 運転期間が長くなればなるだけますます甚大 となる。

現時点において、損害を避けるための緊急 の必要性が存することは明らかである。

2 ところで、これに比して、執行停止決定がなされた場合に四国電力株式会社が受ける不利益は、極く僅かの期間、あるいはせいぜい数年間、本案判決の帰すうを見る間、営業運転の開始、又は続行を差し控えるという事に過ぎない。

先行の原子力発電所が、多発する事故によってしばしば長期間にわたって運転を停止していることに鑑みても、執行停止決定による運転停止をさ程重大視するには当らない。営業運転によって予想され 前記各損害に比べれば全くとるに足りない事に過ぎない。

第三、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるか否かについて

一、公共の福祉の概念は、往々にして恣意 的に解釈される危険性を有しており、現に従 来から公共の福祉の名の下に、恣意的に国民 の基本的人権が制約されたと思われる例は数 多い。

これらは公共の福祉の概念を、国民の基本的人権と対立する概念として把握することから生じた誤りであると考えられる。公共の福祉とはその様な国民の基本的人権に対立する概念として把えるべきではないのであって、国民の基本的人権が相互に利害対立する場合に、これらを調整する概念として把えられなければならないものである。即ち、ある人又はある人達と他の国民との利害が相反する場合に、相互の利益較量を行なってこれを調整する概念が公共の福祉に外ならないのである

(宮沢・憲法Ⅱ235頁参照)。

二、ところで本件において対立するものは 直接的には申立人ら周辺住民の利益と四国電 力株式会社の利益であるが、間接的には四国 電力株式会社が本件伊方原子力発電所を運転 して生産する電力に依存する産業全体、及び これによって直接間接に利益を受ける多数の 国民も利害関係を有する者になろうかと思わ れる。しかし他方では周辺住民の被曝に帰因 する遺伝的障害が国民全体に拡散する危険性, 事故の程度如何では周辺住民にとどまらず広 範囲の国民が直接多量に被曝する危険性、核 燃料サイクルの過程では周辺住民にとどまら ず、極めて広範囲の国民が危険にさらされる 事、瀬戸内海汚染による広範且つ深刻な影響 等を考えれば、原子力発電所の設置運転に対 立する利益を有する者は国民全体にわたると 言っても過言ではない。蓋し、原子力発電は 人類とは共存し得ないと言い得る所以である。

かようにして見ると公共の福祉の概念も、 ここでは果てしなく拡散してしまうかのよう であるが、ここで明らかなのは原子力発電所 の設置運転によって利益を受けるのが誰であ れ,又いかに多数の者であれ(但し,果たし てそれ程多数に利益をもたらすのかどうか大 いに疑問の存するところであるが、ここでは 一応それは不問に付すとして), それは所詮 は経済的利益に過ぎないし、しかも四国電力 株式会社の資本家や経営者、及びその他の産 業界の支配階級などは別として、一般国民の 個々人に最終的に帰する経済的利益そのもの はたとえ存し得るとしても微々たるものにし か過ぎない。又、いずれが享受する経済的利 益も, 個々人の生命身体にさし迫った影響を 及ぼすようなものではない。

他方,原子力発電所の設置運転によって侵害される利益は,周辺住民にとって死活の経済的利益のほか,周辺住民及び一般国民の生命身体にかかわるものである。およそ個人の生命身体を保全する権利は,憲法 13条等の規定を俟つまでもなく最大の尊重がなされるべきことは多言を要しない。

結論は自明である。原子力発電所の設置運転によって危険にさらされる周辺住民及び一般国民の利益を優先すべきは明らかである。それこそが,まさに公共の福祉に適合することにほかならない。安易なエネルギー政策を公共の福祉の名の下に周辺住民及び一般国民に押しつけて,これらの生命身体を危険にさらすことは甚しく公共の福祉に悖るところである。

三、のみならず、原子力発電所の設置運転 によって経済的利益が生み出されるとする事 自体に疑問が存するのである。

前述のように、わが国の原子力発電所の利用効率は実に惨たんたる有様である。各電力会社が生産電力の発電原価を算定する際、80%の利用率を見込んでいるにも拘らず、32%の利用率というのでは、経済的な付加価値を生み出しているのではなく、経済的利益を浪費しているとしか言えない。

かかる状況下で、各種の事故原因も把めないまゝに原子力発電所の設置運転を遮二無二推進することは、ますます経済的利益を浪費することにほかならず、およそ公共の福祉に適合するいわれは皆無であると言わざるを得ない。

四、ところで本件許可処分が、いわゆる原子力三原則の民主、自主、公開の手続の下になされたものではないことは、本案における

主張立証により明白なところである。

本来は、民主、自主、公開の原則の下で、 住民も関与した中で、本件原子力発電所の設 置を許可すべきか否かが慎重に検討されなけ ればならない。ところが実際には、かかる手 続は何ら履践されることなく、しかも、許可 処分のための査察内容たるや極めて杜撰なも のでしかない。

そして,本件訴訟において初めて,いわば 審査らしい審査が、適正な手続の下に行なわ れていると言い得る実態である。してみれば、 適正且つ慎重な審査の終る前に原子力発電所 の設置運転を既成事実化してはならないこと は当然の結論である。本来ならば、試運転開始 始前に執行停止をなすべきであろうが、少な くとも営業運転、いわば本来の運転が開始さ れる前に, 又, 仮に営業運転が開始されても これが長期間にわたり既成事実化しない前に、 執行停止をなすことにより運転を停止し、本 件原子力発電所が安全か否かにつき充分審理 を尽すべきなのである。かくすることが、本 件許可処分の際に欠落した民主的手続,乃至 適正慎重な手続を多少とも補完することであ り、民主的ルールを補完するという点で、ま さに公共の福祉に適合することにほかならな いのである。

尚, この点につき類似の論として, 原田「環境行政訴訟の問題点」判例タイムズ318号15頁を参照されたい。

五、以上の様に、本件において執行停止をなすことは、公共の福祉に適合することではあれ、決して公共の福祉に重大な阻害をもたらすものではないことは明らかである。

第四、本案について理由がないとみえるか否 かについて 一、申立人らは既に本案において、本案について理由があるとみえる程度の証明を尽している。百歩譲っても、被申立人において、本案について理由がないとみえるような疎明責任を尽していないことは明らかであろう。

二、ところで申立人は本件許可処分のためになされた安全審査の内容的杜撰さとともに、手続的杜撰さをも本案において主張立証してきたが、後者について若干付言すれば、政府機関自らが既にこの事を自認しているのである。

即ち、原子力委員会環境・安全専門部会が、昭和49年10月に公表した報告書(甲48号証)によれば、「安全審査についての不信を表明している人々の問題点指摘には、安全審査が独自の解析にもとづいてなされていない、データーに実証性がない、審査経過が不明でどれだけ検討されているかわからない、等々の批判がある。このような批判は、現在の安全審査についての理解の不足によるところもあるが、反面、広報活動その他国民の信頼をかち得るための国の方策においても欠けるところがあったことも認められる」との見解が明らかにされている。

又,昭和50年5月の「むつ」が放射線洩 れ問題調査報告書(甲50号証)によれば,

「原子炉安全専門審査会の委員は非常勤と定められており、一般に大学、研究所の研究者がパートタイマーという形態で審査に当っているので、必ずしも常に最も適当な専門家を当て得るとは限らない。したがって、審査の実態についても、申請された原子炉の安全性について、申請者側の計算を再計算によって確認することなどは事実上困難であり、また

原則として書面審査のみであるため,設置許可を決めた原子炉がその後どのように運転されているか,また,技術的に問題はないかなどを絶えず注意し,これを次の審査に反映させるという一貫した技術のシステムに欠けるところがある。いうならば,高名で多忙な学者,研究者にこのような実務的な作業を委ねること自体に無理があるといわざるを得ない。この結果,審議内容は往々にして,結果に対する責任と役割の限界をあいまいにしたまま,無難な結論が採用される恐れがある」との指摘がなされているのである。

三、詳細については、本案における主張立証を採用することとするが、右のように安全審査の杜撰さを自ら慰めていること自体だけでも、本案について理由があるとみえる疎明として充分であろう。してみれば、本案について理由がないとみえるときという消極条件については、既に問題とするに足りないものであるといわねばならない。

第五、外国における原子力発電所設置運転の 差し止め等の例について

諸外国における執行停止等の例については、本案でも主張しているとおりてあるが(原告準備書面 $1\ 2\ 4\ 6\sim 6\ 0\ {\rm P}$),参考までにそのいくつかを摘記しておきたい。

一、アメリカについては、昭和51年7月に、コロンピア特別区巡回控訴院が、NRC (米国原子力規制委員会)は、新規の発電所の建設許可を行なうに当って、詳細なエネルギー節約と放射性廃棄物の処理を十分考慮しなければならないのに、これをなさずに原子力発電所の建設、運転を許可してきたとして、これに警告を発し、「放射性廃棄物処理に関する規則」の策定が必要であるなど三つの見

解を示した判決である。これによってNRC の原子力発電所の建設についての許認可業務 は、爾後少なくとも9か月、長ければ30か 月は完全に停止するものと見られている。

そして、NRCは右判決を受けて同年8月13日,環境への影響と放射性廃棄物の処理に関する問題の全面的な検討が終了するまで、新規原子力発電所の運転免許発結を一時停止することを明らかにしたものである。

これは事実上の原子力発電所のモラトリア ム (一時停止) と評価されている。

又, これより前, 昭和46年7月にも, 同 じ裁判所で, カルパート・クリーフに建設中 の原子力発電所が, 環境保護の考慮が充分で ないとの理由で, 工事を中止し, 計画を変更 する様命じられた例もある。

二、西ドイツでは昭和50年3月に,フライブルグ行政裁判所が,ヴィール原子力発電所の建設中止仮処分命令を出した。理由は建設があまりに性急に行なわれていること等であった。

電力会社側はこの判決を不服として控訴したが、結局、住民側との間で、独立の専門家による安全性の証明及び行政訴訟の最終審が下るまでの工事停止等を内容とする協定が成立した。

三、スウェーデンでは、昭和48年に新規原子力発電所の建設差し止めを求めるモラトリアム法案が議会で可決され、その後2年間は一切計画は進行しなかった。このモラトリアムは昭和50年5月に期限が切れ、逆に昭和60年までに13基の原子力発電所を設置する決議が通ってしまったが、反対の声に押されて今のところ計画は具体化していない状態である。

四、フインランドでは、地方自治体の権限を無視して原子力発電所の建設は出来ないことになっているが、コッパルネス原子力発電所の場合は、地方自治体当局が当初の許可決定を翻し、昭和50年に建設反対の決定をなした。

五、ノルウェーでは、国民の圧倒的な反対 の声を受け、又、議会でも原子力発電の推進 を支持する政党はなく、建設中のものも、運 転中のものもゼロである。

第六、結論

以上のとおり、執行停止の要件事実について概略の論述をなしたが、各論点の詳細については、申立人らが、本案において主張しているところであるので、これらを全て、援用する。又、疎明方法についても本案における証拠方法を援用する。

以上により執行停止をなすべきは明らかで ある。速やかに本件許可処分の効力を停止さ れるよう求めるものである。

以上

原告準備書面(12)目次

		貝数
第1編 総	論	1
第1章	原子力発電所の危険性とその	
	問題点	1
第1	はじめに	1
第 2	原子力発電所の危険性の根源	2
第 3	いかに少量といえども危険で	
ð	53	4
第 4	原子力発電所労働者の被曝は	
龙	対置できないところにまできて	
V	\る	12
第 5	不完全な工学的技術のままで	

進められる原子力発電所の危		第 2	伊方原子力発電所周辺にお	
険性	17	()	ける平常時被曝評価値の危険性	191
第6 核燃料サイクルの確立,廃		第3	本件許可処分における平常	
棄物の処分方法が解決してい		H	寺被曝の無審査	197
ない原子力発電所の建設は許		第4	原子力発電所内外での放射	
されない	26	糸	泉被曝の実態	253
第7 プルトニウムの恐怖	30	第 5	固体廃棄物の廃棄について無	
第8 原子力発電は「エネルギー		#	無審査	281
問題」解決の担い手たり得な		第 6	使用済燃料およびその再処	
W	36	£	里(核燃料サイクル)の無審査	321
第9 我国及び世界各国における		第 7	廃止された原子力発電所の	
原子力発電所建設反対運動の		ħ	施設についての無審査	355
現状とその志向するもの	46	第8	結論	539
第 10 「原子力基本法」は憲法違		第2章	温排水についての審査欠如	361
反である	60	第1	温排水とは	361
第2章 原子炉規制法は憲法違反—		第 2	冷却系の通過と温排水中の	
基本的人権条項および適正手		i		363
続条項違反—	67	第 3	温排水の水生生物への影響…	364
第1 基本的人権と適正手続の保障	67	第 4	温排水の排出による気象・	
第2 憲法の基本的人権条項と原		i	海象への影響	369
子炉規制法	70	第 5	温排水の漁業に及ぼす影響…	370
第3 適正手続の保障と原子炉規		第6	温排水の拡がり	372
制法	82	第 7	伊方原子力発電所より排出	
第 4 結語	103		される温排水の影響	374
第2編 伊方原子力発電所の危険性	105	第8	温排水についての審査義務…	379
はじめに	105	第9	結論	384
第1 原子炉規制法の解釈のあり方	105	第3章	燃料棒の危険性	385
第2 伊方原子力発電所の安全審		第1	原子力発電所の危険性	385
査は違法な基準によってなさ		第 2	炉心の構造と役割	389
れた	123	第3	続発する燃料棒事故	391
第3 被告の準備書面(7)「はじめ		第4	平常運転時に発生する炉心	
に」に対する反論	142		の欠陥	409
第1章 原子力発電所の平常運転時		第 5	異常時に予測される炉心の	
の危険性	149		崩壊	418
第1 微量放射線の危除性	149	第6	炉心に関する安全審査の欠陥	453

第7	結論	47 2	第 1	原子力発電所における立地	
第4章	蒸気発生器細管事故	47 3	弅	条件の重要性	599
	はじめに	473	第 2	立地審査指針	609
第 2	蒸気発生器細管事故の重大		第3	地盤に対しての評価の誤り…	621
性	と現実性	479	第 4	地震・耐震性評価は誤っている	637
第 3	被告主張の不当性	494	第 5	本件立地審査は原子炉規	
	結論		#	法に違反する	685
第5章	原子炉圧力容器及び一次冷		第8章	必らず起こる破滅的な大事故	687
却	系配管の非健全性	529	はじぬ	SIC .	687
第 1	はじめに―事故発生の本質		第1	本件原子炉がその事故によっ	
的	原因について―	529	-	て,周辺住民に災害を与えるこ	
第 2	原子炉における材料力学的		Č	とはない、との被告の主張の誤	
問	題·····	532)と不当性	688
第3	圧力容器の中性子照射によ		第2	伊方原子力発電所が事故時に	
る	脆化	534	Į.	原告にもたらす災害の評価につ	
第 4	応力腐食割れと疲労き裂	541	,	ハての本件安全審査の重大な誤	
第 5	圧力容器及び一次冷却系配			りと違法	737
管	の非健全性による危険	549	第3	結論	839
第6	圧力容器に関する規格につ		第3編	尹方原子力発電所設置許可手	
V	、ての問題点	550	続	の違法性	841
第 7	結論	552	第1章	伊方原子力発電所設置許可	
第6章	緊急炉心冷却装置(ECCS)		i	に至るまでの違緯	841
	…・安全装置は働かない	555	1.	我国原子力行政における企業	
第1	本件原子炉ECCSがまっ		•	国民・住民の立場	841
· **	こく無効な一次冷却材喪失事		2.	原子力基本法制定までの経過	
#	坟(LOCA) ····································	555	(昭和20年9月~同30年12月)…	842
第 2	本件原子炉のECCSの性		3.	コールダーホール炉同入計画の挫	
自	能は実証されていない	560	折	と軽水炉への転換(昭和31年	
第 3	本件安全審査方法の不当性…	567	~	39年)	849
第 4	本件原子炉ECCS審査基		4.	四国電力の原子力発電所立地	
<u> 14</u>	售の不当性⋯⋯⋯⋯⋯⋯⋯	573	選	定経過(海南町・津島町への	
第 5	本件原子炉ECCSの基準		立	地準備とその失敗)	858
7	K適合性	580	5.	伊方への立地準備の経過と状況	864
第 6	結論	596	6.	伊方原子力発電所設置許可申	÷
第7章	立地選定の誤り	599	請	後,現在に至るまでの経緯	889

第2章	伊方	原子力発電所設置許可	895
	手続の	違法性	895
1.	序		895
2.	原子力	行政の特質と適正手続	
仔	≷障⋯⋯	,	895
3.	原子炉	設置許可行政における	
目	続 的法	制の現状	898
4.	原子力	基本法 2 条の審査手続	
10	おける	意義とその性格	902
5.	原子力	発電所設置許可手続に	
3	さける適	正手続の内容と基本的	
=	F続的義	務違反	904
6.	公開,	民主的運営規定違反	914
7.	自主的	運営欠如と個別的手続	
耳	浸疵の違	法	917
8.	安全評	² 価過程上の違法	949
第3章	き 結び		953
红细	紅 系		957

原告準備書面(12)学習に役立てて下さい

上掲の目次をごらんになればお分りのように、今回提出しました準備書面(12)には、これまでに争われてきました裁判の問題点がほとんど含まれています。証拠や証言は別になっていますので、完全な資料とは言えませんが、学習や研究には役立つと思います。また、最終準備書面作成に備えて、批判やご意見を寄せていただくことも期待しています。高価(1部1万円送料込)ですが、必要部数を前金(為替用紙)でお申し込み下さい。

(1頁から続く)

ところで星野証人の証言をききながら次の様な疑問が原発と我々の関係について出てきました。そのひとつは,原発がもし原発推進派がいうように必要不可欠であるとするならば,なぜ,原発が事故の時にてっていした破壊にいたるまでの経過を確かめるほどの実験をしないかということです。極限の情況をたしかめてはじめて人間が扱い得るものかどうかわかるのではないでしょうか。原爆や水爆の実験をする国があるのですから,原発の極限情況の実験があっておかしくはないと思いますが? それともやらない理由がなにかあるのでしょうか。

もうひとつは、原発をつくることは潜在核 保有国になることだといわれますが、それと 同時に潜在被爆国になることではないかとい うことです。潜在被爆国とは変な呼び方かも しれませんが、ようするに、原発がごく普通 の大砲や爆弾などの通常兵器で攻撃された場合、破壊されることは推進側も認めていることなので、原発を攻撃されれば通常兵器で となので、原発を攻撃されれば通常兵器で は核攻撃を受けたのと同等なすさまじい被 害を受けるということです。防衛庁の防衛白 書でも全面戦争はともかく局地戦争はありう るという想定ですから、電力会社が原発をつ くるたびに、我々は段々重症の潜在被爆者に なっていくのではないでしょうか?

こんな原発に対する新たな疑問がわいてきたのも私にとっては大きな進歩でしたが、伊 方訴訟がもつ大きな意味を感じたしだいです。 裁判所前の電車通りをわたると、松山では横 断する人のために車はもちろん電車までとまります。伊方の人々の生存権の主張をなぜ四 電や国は尊重できないのかと腹立しくなりました。(M記)

「防災計画無しの運転は違法, 四電に停止を命じよ」

住民代表ら愛媛県に抗議

2月5日,松山地裁に執行停止申立書を提出後,伊方,保内,三崎の各住民代表10数 名は県庁に行き,梅崎社会党県議のあっせん で,消防および公害の各担当課長と会見。

住民代表から、「原発の運転には、住民の 避難を含めた防災計画が必要と聞いているが できているのか」と質問。これに対し両課長 は、「案はできているが、いろいろ調整に手 間どってまだ作られていない」と答弁。住民 らは、「それではまるで、赤旗などで注意し ないままにダイナマイト爆発をするのを許可 するのと同じだ。すぐ運転を止めるよう四電 に命じよ」、「先日の燃料棒の事故のあとで 知事は、こんごは厳しく監督する、などと云 っていたのにどうしたか」、「我々のいのち と四電とどちらがだいじと思っているのか」 などと、口口に激しく抗議。

もと八幡浜警察署長の消防課長は、「たしかに運転までにやるべきだと思って努力してきたが、いろいろ障害があってまだできていないことは申しわけない。なるべく早くやるが、違法とは思わない」と官僚答弁かダンマリ戦術で終始。住民から「どうして違法でないのか」と問われ、「法律にいつまで作れと書いてない」と答え、「期日の指定の無いのは運転の時まで、というのは常識でないか。よくそんなことでつとまるな」と、一せいに反撃され沈黙。法廷でも、「災害は起こらない」と主張されている伊方原発を、防災計画の対象としなければならないためらいが、計

画案を棚上げにさせているのであろう。

約束の時間が来た、ということで、住民らは口口に、「四電に運転をやめさせよ。あんたらではだめだから、つぎには知事に会わせる」と言い残して県庁を後にした。 (Q)

会計報告('77.1/19~2/14)

収入	
会 費	5 7,0 0 0
ニュース購読料	4.8,200
準備書面売上金	9 0, 0 0 0
特別カンパ	2 4 6,4 6 0
計	4 4 1,6 6 0
支出	
ニュース代金	8 0, 0 0 0
郵送料	1 3, 3 1 0
為替手数料	1,080
証人打合せ旅費	1 5,0 0 0
第19回公判援助費	者 4 2,4 0 0
交通費	$\binom{2\ 1\ 5,6\ 0\ 0}{}$
行動費	(1 6 5, 0 0 0)
宿泊費	6 1,8 0 0
準備書面作成費	3 0 2, 3 2 0
会場費	9 0,7 3 0
タイプ代	1 8 3, 2 5 0
謄写代	2 8, 3 4 0
執行停止申立関係	費 63,080
交通費	4 8,0 8 0
行動費	1 5, 0 0 0
資料費	6,010
雑 費	1 7 0
計	9 2 3, 3 7 0
差引	—481,710
借入金合計	-1,035,293